

# 大垣市立日新小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成28年3月31日改訂

平成29年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

## はじめに

ここに定める「大垣市立日新小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日に公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ本校におけるいじめの問題に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。本校では、「国の基本方針」が見直されたのを機に、一部追記、改訂を行った。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 **いじめ防止対策推進法 第2条**

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否を判断する。

### （1）基本的な認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されないこと」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得ること」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくいこと」

### （2）学校としての構え

◎もっとも大切にしたいことは、「すぐに対応すること」

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対応を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・「いじめ解消」の定義を踏まえ、3か月以上のいじめ行為が止んでいたとしても、い

じめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

### ※いじめの解消の定義

いじめ解消とは、少なくとも次の2つの要件を満たしていること

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月以上を目途とする。場合によっては長期の期間を設定する。）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人、保護者との面談等で確認する）

## 2 いじめの未然防止のための取組

### キーワード 規律・学力・自己有用感

#### （1）楽しい学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導・自己有用感・自己肯定感を実感する活動の推進）

- ・全ての児童がかけがえのない大切な学級の一員であり、一人一人が仲間とかわり、自己有用感を味わいながら望ましい人間関係をつくることのできるようによさを認め合う学級経営・学校経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、望ましい学級経営を基盤にして、児童が主体的に問題解決に取り組むように指導する。
- ・自他のよさに気づき、学級・学校・地域等に貢献していること（自己有用感）を実感する活動を推進する。
- ・自信をもち、自己存在感を体得するよう、保幼小連携を一層強化し、交流活動や表現する活動の工夫改善を図る。

#### （2）確かな学力を身に付けるための楽しい授業づくり（「わかる・できる授業」の推進）

- ・児童一人一人が、仲間と積極的にかかわり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるようによさを認め合う教科経営（学級経営）を充実する。→「かかわる力」と「表現する力」を身に付ける。
- ・学習意欲を高める目標や課題を設定する導入を工夫し、ねらいに迫るための自力解決や学び合いの充実を図り、集団の学びを個に返し、児童一人一人が学び合いを実感する終末の工夫をする。→授業改善を行う。

#### （3）生命や人権を大切にする指導

- ・様々な人と関わり合って、社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜びを理解することができるよう、自然な生き物との触れ合いや園児や高齢者、障がいのある方々等との交流、ボランティア活動等の心に響く体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるため「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

#### （4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や、情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

#### (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるように、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努め、変化を多面的に分析し、対応に生かす。また、アンケートを実施する際には、より正確な情報を得るために、低学年では記名、高学年では無記名とする。
- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で、現状を分析・確認し、対策を検討する。
- ・全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・いじめの実態を把握するために実施したアンケートは、記述のあった児童の一次データに関しては中学校を卒業するまで、また教師等が記した二次データに関しては児童の卒業後5か年を保存期間とする。

#### (2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう。」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、養護教諭（教育相談担当）等、全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

#### (3) 教職員の研修の充実

- ・職員会や夏季休業中の現職研修だけでなく、週2回行う職員打ち合わせ等で職員研修を行い、各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶ等、教職員の研修を行う。
- ・研修においては、TALKの原則に基づいて実施し、自殺予防に徹する。

#### (4) 保護者との連携

- ・いじめの事案が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに、保護者へ

の報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導で、いじめた側の児童にいじめは許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを真摯に受け止め、いじめた児童自身が心から反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれないよう、保護者の理解や協力を得ながら指導に当たり、児童の将来に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を構築する。

#### (5) 関係諸機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、PTA、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等との関係諸機関と連携して解決に当たる。

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

### 【組織】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

～いじめ防止対策推進法 第22条～

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。



### 大垣市立日新小学校 いじめ防止・対策委員会の組織

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭（教育相談担当）5名

学校職員以外：学校評議員（地域代表、保護者代表、主任児童委員代表等を含む）

10名と外部専門家1名の11名

必要に応じて、大垣市教育委員会・大垣市いじめ等サポートチーム

〈役割〉①いじめ防止のための方策の推進と見直し（相談体制の把握と助言）

②いじめ発見時の初期対応の中心

③全校指導体制のコーディネート

④いじめ防止のための職員研修の実施

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 り 組 み 内 容 等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりやホームページによる「学校いじめ防止基本方針」等の発信</li> <li>・PTA総会等での「学校いじめ防止基本方針」の説明</li> <li>・職員研修会の実施（「学校いじめ防止基本方針」の確認と前年度のいじめの</li> </ul>

	実態把握及び対応について等)
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（記名式）①、教育相談の実施</li> <li>・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（自殺予防研修）</li> </ul> ※校内関係者のみによる校内の委員会は4月当初から随時実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ未然防止に向けた全校集会</li> <li>・児童向けネットいじめ防止研修①</li> <li>・こころのアンケート（低学年：記名式、高学年無記名式）①、教育相談の実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し）</li> <li>・学校生活アンケート②、教育相談の実施</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・職員会（1学期のいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会（ネットいじめも含めた研修、教育相談研修）</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取り組みの評価）</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート③、教育相談の実施</li> <li>・学校だより等による取組の見直しの公表</li> <li>・学校ホームページ等による取組経過の報告</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころのアンケート②、教育相談の実施</li> <li>・職員会（いじめ防止対策の取組についての中間交流）</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート④、教育相談の実施</li> <li>・「ひびきあいの日」に向けた取組</li> <li>・児童向けネットいじめ研修②</li> <li>・第2回「いじめ未然防止委員会」の実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあいの日」（計画委員会によるいじめ防止対策の発表）</li> <li>・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて）</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころのアンケート③、教育相談の実施</li> <li>・職員会（2学期のいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・教職員の次年度の取組計画</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート⑤、教育相談の実施</li> <li>・第3回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより等による次年度の取組の説明</li> </ul>

## 6 いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

#### 【組織で対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【対応の重点】

- いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を共有し組織的かつ丁寧な事実確認を行う。
- いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- 保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは絶対に許さない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

### 【おおまかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係のていねいで確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家の力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景も十分踏まえた上で指導）
- ⑥ 保護者への報告と指導について協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### （２）「重大な事態」と判断された時の対応

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時については、以下の対応を行う。

### 【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告。
- 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するために教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするために調査に当たる。
- 調査結果について、速やかに教育委員会へ報告する。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 7 重大ないじめ事案に対する対応

重大ないじめ事案が発生した際には、学校だけで対応するのではなく、教育委員会と緊密な連携をとりながら、且ついじめに関わった児童や保護者の気持ちを考慮して対応する。

- （１）教育委員会へいじめの事実の報告
- （２）教育委員会との協議、いじめ問題対策委員会を設置

- (3) (2)を中心に、事実関係の調査の実施
- (4) (3)の調査結果を関係保護者に提供
- (5)児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる(調査をしないままにしない)。

## 8 いじめ防止等のための取組に係る学校評価

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、定期的に取り組状況を評価・分析・改善する。
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページや学校だよりへの掲載により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を4月のPTA総会の折に保護者等に説明する。